平成２５年（フ）第１１２号
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目５番１号　302号
債務者　本井　明道
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１号
鳥取県米子市博労町４丁目165番地、前住所兵庫県豊岡市玉渕1206番地
債務者　上村　大治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４１号
山口県下関市安岡本町１丁目４番14号
債務者　東屋まりこ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目３番１―201号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０６号
宮崎市高岡町内山3636番地、住民票上の住所宮崎市佐土原町上田島1500番地　市営住宅宝塔山43棟18号
債務者　東　　一夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3034番地49
債務者　坂田　　学
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４２号
静岡県富士市天間1326番地の１
債務者　佐野　宗信
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４３号
静岡県富士市天間1326番地の１
債務者　佐野　大地
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４号
千葉県野田市山崎2721番地の16
債務者　水野　茂子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２２号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番20―310号
債務者　佐々木　仁
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３５号
千葉県柏市大井755番地38　サンフローラ沼南Ｂ―106号
債務者　染谷　好美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２２号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番12―1101号
債務者　佐藤　清治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３９号
北九州市小倉北区竪林町３番１号
債務者　長谷川英紀
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５０号
北九州市小倉北区下到津３丁目６番３号
債務者　渡邊　泰武
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５５号
名古屋市中川区小本１丁目13番28―111号　県営小本西住宅
債務者　山口　耕二
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２１号
名古屋市昭和区檀溪通２丁目44番地　リバティビレッジ303号
債務者　藤森　悠太
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９号
北九州市若松区青葉台東２丁目３番８号
債務者　木原　　浩
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２０号
北九州市若松区青葉台東２丁目３番８号
債務者　木原　章子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部